相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市上石津町一之瀬一三八一番地、最後の住所岐阜県養老郡養老町押越一番地八一　被相続人　亡　桐山　春美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

岐阜県大垣市丸の内一丁目一〇番地長澤法律事務所　相続財産管理人　長澤　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南アルプス市上今諏訪一五九〇番地、最後の住所静岡県御殿場市川島田一九七六番地さくら学園　被相続人　亡　金丸　吉男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

静岡県沼津市三園町一―一〇　福地法律事務所　相続財産管理人　弁護士　関　亮子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市月吉町一八番地二、最後の住所名古屋市守山区大字中志段味字大洞口二七二一番地の二パレス第三守山　四〇四号　被相続人　亡　山本　登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

名古屋市中区丸の内三丁目一三番一号セプトン丸の内ビル七階　相続財産管理人　弁護士　西村　茂樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県尾張旭市旭前町広久手四九八番地五、最後の住所愛知県尾張旭市旭前町広久手四八九八番地五旭前ハイツB―二〇八　被相続人　亡　下野　正明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル五〇一・五〇二号　相続財産管理人　佐々木　基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区七本松通一条上る末之口町千番地、最後の住所滋賀県草津市山寺町八三七番地菖蒲の郷　被相続人　亡　安藤　テル

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

事務所滋賀県守山市梅田町二番一―三〇七号　相続財産管理人　太田　智真

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市城東区鴫野西五丁目四五番地、最後の住所大阪市城東区鴫野西五丁目一六番四五号　被相続人　亡　冨田　昭和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

大阪市中央区谷町九丁目三番七号中央谷町ビル二階　相続財産管理人弁護士　長野真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市日奈久上西町新一番地、最後の住所宮崎市吉村町別府原甲一六七一番地一四　被相続人　亡　杉澤サヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年一月二十七日

宮崎県宮崎市宮田町一〇番二五号宮田町ビル三〇二　相続財産管理人　大迫　敏輝

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条第二項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

㈠　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業

㈡　登録番号　東京都知事登録旅行業第四七四二号

㈢　商号　有限会社ワールド・ツアー・センター

㈣　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　有限会社ワールド・ツアー・センター　東京都中央区八丁堀一丁目八番三号　代表取締役　古西　昇

㈤　主たる営業所の所在地　東京都中央区八丁堀一丁目八番三号

㈥　旅行業の登録年月日　平成十二年一月二十五日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十二年一月十二日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申出がありました。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年１月27日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①ＳＣ１有限会社　②東京都知事(2)83440　③取締役　渡邊芳樹　④東京都港区虎ノ門三丁目18番６号301　ＳＣ１有限会社　取締役　渡邊芳樹　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門三丁目18番６号301

①ＳＰ２有限会社　②東京都知事(2)83235　③取締役　佐藤正樹　④東京都港区虎ノ門三丁目18番６号201　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区虎ノ門三丁目18番６号201　ＳＰ２有限会社　取締役　佐藤正樹

①株式会社多摩ニュータウン開発センター　②東京都知事(3)75903　③代表取締役　鈴木雅久　④東京都八王子市南大沢二丁目２番地（パオレビル７階）　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都八王子市南大沢二丁目２番地（パオレビル７階）　株式会社多摩ニュータウン開発センター　代表取締役　鈴木雅久

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

㈠　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

㈡　前号の受理については、最初の認証申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初に認証の申出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十二年一月二十七日

東京都千代田区霞が関三丁目三番三号

社団法人日本旅行業協会

会長　金井　耿